

損害保険会社 各位

エコチューニング推進センター長

保険契約の証明のご依頼について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当センター業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、業務用等建築物におけるエコチューニングの取組を推進し、低炭素社会の実現に寄与することを目的として、エコチューニング事業を持続的・継続的に実施するエコチューニング事業者認定制度の運営を行っております。

この事業者認定の基準として、認定事業者がその業務に起因して、その所有者ならびに利用者等に損害を与えた場合の賠償資力を確保するため、損害保険に加入することを条件といたしております。

つきましては、貴社の契約者が加入している保険契約の内容について、別紙によりご証明頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、以下に、エコチューニング事業者の業務について説明いたしますので、ご参照のうえご判断くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいいます。

したがって、エコチューニング事業者の業務は、エネルギー使用状況の詳細分析（診断）、エコチューニング計画策定、エコチューニングによる運用改善の実践指導、成果報告と改善提案を継続的に実施していくこととなります。

以 上